

北九州市立大学学友会 web サイト規約（案）

第1条（運営の原則）

- 1.運営は、北九州市立大学学友会中央執行委員会（以下、単に「中央執行委員会」と呼ぶ）と北九州市立大学生生活協同組合（以下、単に「生協」と呼ぶ）が主体となって運営する。
- 2.仕様や掲載内容に変更があった場合は、中央執行委員会、生協の双方が必ず連絡を取らなければならない。

第2条（運営者双方の信頼）

- 1.運営の主体である中央執行委員会と生協は、別途定める「包括連携協定書」の内容を共に遵守しなければならない。

第3条（責任の所在）

- 1.掲載されている内容の最終的な責任は中央執行委員会が負う。
- 2.保守・管理に関する責任は生協が負う。

第4条（禁止事項）

- 1.以下に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 公序良俗に反する内容を発信・投稿する行為
 - (2) 諸法令に反する内容を発信・投稿する行為
 - (3) 個人・団体を誹謗中傷する内容を発信・投稿する行為
 - (4) 肖像権・著作権、その他の権利を侵害する内容を発信・投稿する行為
 - (5) 確実性のない情報を発信・投稿する行為
 - (6) アカウントの ID・パスワードを第三者に公開・漏洩する行為
 - (7) アカウントを第三者に譲渡・販売・転売する行為
 - (8) 各団体の定められた者以外が編集する行為
 - (9) その他、中央執行委員会・生協が不適切だと判断した行為

第5条（個人情報の取り扱い）

- 1.各団体が投稿・発信する個人情報を発信・投稿するか否かは、各団体の判断に委ねる。
- 2.投稿・発信した個人情報によって不利益が生じた場合、いかなる責任も投稿・発信した団体が責任を負うものとする。

第6条（投稿内容の確認）

1.各団体が投稿・発信する内容は、この規約に違反している点がないか、生協又は中央執行委員会が確認を行う。

第7条（掲載可能な団体）

1.体育会または文化会の公認サークル・各学部自治会・大学祭実行委員会・中央執行委員会・應援団とする。

第8条（管轄方法）

1.掲載内容は中央執行委員会に提出する。中央執行委員会の許可が下り次第、編集を可能とする。

2.新しく公認されたサークルが掲載申請を行う場合は、体育会総務または文化会総務を通してから中央執行委員会に申請することを原則とする。

第9条（代表者の届出）

1.各団体は代表者と更新担当者を生協又は中央執行委員会に、別途定める方法によって届出なければならない。

第10条（代表者変更の手続き）

1.各団体の代表者・更新担当者のいずれか又は双方が変更になった場合は、別途定める方法によって中央執行委員会又は生協に報告しなければならない。

第11条（問い合わせ）

1.不具合が生じた場合やホームページのシステムに問題が発生した場合は生協を問い合わせ先とする。

2.投稿内容やその他申請に関しては中央執行委員会を問い合わせ先とする。

3.詳細な問い合わせ先は別途定めることとする。

第12条（規約の変更）

1.中央執行委員会や生協は協議のうえで、この規約を予告なく変更することができる。